

【モデル様式 3】

『比較対象労働者の待遇に関する情報の提供』

(根拠：労働者派遣法第 26 条第 7 項・9 項、施行規則第 24 条の 4)

派遣先は、新たな派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、派遣元に対し、派遣労働者が従事する業務ごとに、**比較対象労働者**の賃金その他の待遇に関する情報を提供しなければならない。(法第 26 条第 7 項) また、派遣元は、当該情報提供がないときは、派遣契約を締結してはならない。(法第 26 条第 9 項)

① 「比較対象労働者」

派遣先のどの労働者を比較対象労働者とするのかは派遣先が判断する。

派遣先は、1) ～6) の優先順位により「比較対象労働者」を選定する。

- 1) 「職務の内容」と「職務の内容・配置の変更の範囲」が同じ通常の労働者
- 2) 「職務の内容」が同じ通常の労働者
- 3) 「業務の内容」又は「責任の程度」が同じ通常の労働者
- 4) 「職務の内容・配置の変更の範囲」が同じ通常の労働者
- 5) 1) ～4) に相当する短時間・有期雇用労働者
- 6) 派遣労働者と同一の職務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該労働者

※「職務の内容」とは「業務の内容」＋「責任の程度」をいう。

② 「派遣先から派遣元に提供する情報の内容」(施行規則第 24 条の 4)

● 「派遣先均等・均衡方式」の場合 (規則第 24 条の 4 第 1 号) 【モデル様式 3-1～3-3】

- ・比較労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態
- ・比較対象労働者を選定した理由
- ・比較対象労働者の待遇のそれぞれの内容 (基本給、賞与、手当、福利厚生等の全ての待遇)
- ・比較対象労働者の待遇のそれぞれの性質及び当該待遇を行う目的
- ・比較対象労働者の待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項

● 「労使協定方式」の場合 (規則第 24 条の 4 第 2 号) 【モデル様式 3-4】

- ・派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者に対して、業務の遂行に必要な能力を付与するために実施する教育訓練 (法第 40 条第 2 項の教育訓練)
- ・給食施設、休憩室、更衣室 (法第 40 条第 3 項の福利厚生施設)

③ 「情報提供の方法」

派遣契約の締結に際し、あらかじめ、派遣先から派遣元に対して、待遇に関する情報を整理して書面の交付若しくはファクシミリ、電子メール等で提供すること。

④ 「派遣料金の配慮」

派遣先は、派遣料金について、派遣元が派遣先の通常の労働者との間の均等・均衡待遇の確保のための措置及び一定の要件を満たす労使協定に基づく待遇の確保のための措置を遵守することができるように配慮しなければならないこと。

注) 派遣先が派遣料金の交渉に一切応じない場合や、派遣元が適正な派遣料金の交渉を行ったにもかかわらず、適正な派遣料金となっていない場合などには、配慮義務を尽くしたとは解されないこと。

⑤ 「派遣契約の更新時」

比較対象労働者及びその待遇に関する情報に変更がない場合には、「令和〇年〇月〇日付の情報提供から変更がない」旨を③の方法で情報提供することで可とする。

⑥ 「書面等の保存」

情報提供に係る書面等は、労働者派遣が終了した日から起算して 3 年を経過する日まで保存しなければならない (則第 24 条の 3 第 1 項)